

1. 充電設備・V2H 充放電設備等の廃棄

充電設備・V2H 充放電設備等の廃棄とは、補助金の交付を受けた充電設備・V2H 充放電設備等を廃棄処分することをいい、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

処分を制限された取得財産等については廃棄するときには、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書」の提出が必要です。センターから「財産処分承認通知書」による通知が届く前に、廃棄してはなりません。

「処分を制限された取得財産等」に該当するか否かで提出書類が異なるのでご注意ください。

	処分を制限された取得財産等
充電設備等	取得価格が単価 50 万円以上の充電設備および取得価格が単価 50 万円以上の付帯設備
V2H 充放電設備等	取得価格が単価 50 万円以上の V2H 充放電設備、外部給電器及び取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の V2H 充放電設備の付帯設備

2. 財産処分承認申請（廃棄）

財産処分承認申請書^(注1) または取得財産等届出書^(注2) および要部写真を、電子メール^(注3) もしくは郵送で提出してください。また、天災または過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、それを証する各種証明書（写し）の提出が必要です。

注1：処分を制限された取得財産等の場合は「財産処分承認申請書」を提出してください。

注2：処分を制限された取得財産等に該当しない場合は「取得財産等届出書」を提出してください。

注3：電子メールご利用の場合、提出書類を PDF 化し添付してください。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	①財産処分承認申請書（様式 J22） または取得財産等届出書（様式 J21） ②要部写真（財産処分） ③各種証明書（写し）	①財産処分承認申請書（様式 V13） または取得財産等届出書（様式 V12） ②要部写真（財産処分） ③各種証明書（写し）
記載例	①財産処分承認申請書（様式 J22）廃棄 取得財産等届出書（財産処分）廃棄 ②要部写真（財産処分）廃棄前	①財産処分承認申請書（様式 V13）廃棄 取得財産等届出書（財産処分）廃棄 ②要部写真（財産処分）廃棄前
参 考	③証明書類（廃棄）	

申請先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部 財産処分担当
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-27
TEL：03-6261-9956
E-mail：zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

3. 財産処分承認通知書発行

センターは申請内容を確認後、財産処分承認通知書を発行します。なお、充電設備・V2H 充放電設備等の廃棄処分は補助事業の目的が達成できないため、補助金の全部または一部を返納していただきます。

充電設備・V2H 充放電設備等の「廃棄」にかかる手続きについて

4. 廃棄処分後の手続き

廃棄後の手続きは廃棄の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分） ③産業廃棄物管理票_マニフェストD票 （写し）	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分） ③廃棄業者からの廃棄証明書（写し） ※機種によってはマニフェストD票
記載例	①実施状況報告書（財産処分） 廃棄後 ②要部写真（財産処分） 廃棄後	①実施状況報告書（財産処分） 廃棄後 ②要部写真（財産処分） 廃棄後
参 考	③マニフェストD票 ※電子マニフェストの場合はD票と同様の情報がわかるもの	

以上